

## HCD 専門家・スペシャリスト資格更新制度規定

### (目的)

第1条 特定非営利活動法人 人間中心設計推進機構（以下、HCD-Net という）は、人間中心設計（HCD）を実践する専門家およびスペシャリストの資質の保持と向上を図り、その生涯教育を推進するために、人間中心設計専門家およびスペシャリストの資格更新制度を設ける。

本規定は、その手続きを定めたものである。

### (資格の有効期間)

第2条 人間中心設計専門家およびスペシャリストの資格（以下、資格という）は、**3年間**（正確には資格認定証に記載された期間）を有効期間とする。

### (資格更新の条件)

第3条 資格更新の申請が行える者は、資格年会費を滞納なく納め、資格の有効期間内に所定の資格更新ポイント（専門家は30ポイント以上、スペシャリストは20ポイント以上）を取得した者とする。

### (資格更新ポイント)

第4条 資格更新ポイントは、HCD に関連する実務活動、および HCD に関連する学会・研究会等の参加・発表・運営等を対象として付与するものとする。付与する資格更新ポイントは、資格更新申請書に記載された「ポイント一覧表」のとおりとする。

2 資格更新の審査にあたっては、当該資格の有効期間内の活動により取得したポイントのみを有効と認める。

### (資格更新の方法)

第5条 資格更新の手続きは、以下の手順で行うものとする。

- (1) 資格更新ポイント（専門家は30ポイント以上、スペシャリストは20ポイント以上）の取得
- (2) 所定の申請書類の提出
- (3) 書類審査
- (4) 認定
- (5) 更新料および資格年会費の納入
- (6) 新認定証発行



Human  
Centered  
Design  
Organization

#### (資格更新の申請)

第6条 資格更新の申請は、有効期限の3ヶ月前から有効期限までの間に行わなければならない。

2 ただし、以下に示すような正当な事由がある場合は、HCD-Net に届け出ることで、資格更新の申請期限を猶予してもらうことができる。

- (1) 妊娠・出産・育児あるいは長期療養等により、長期に関連業務に従事できなかった場合
- (2) 海外研修等により、長期に海外に居住した場合
- (3) 所属組織の倒産等の理由により、業務の継続が困難となった場合
- (4) その他、HCD-Net が正当な事由であると認めた場合

#### (資格更新の申請書類)

第7条 資格更新を申請するにあたっては、以下に示す所定の箇所に記入した申請書を提出するものとする。

- (1) 基本情報
- (2) HCDプロジェクト記述表
- (3) イベント参加ポイント記入表

2 なお、資格更新ポイント対象の学会・研究会等の参加・発表を証明できる書類（参加証、発表プログラムなどのコピー）の提出を求める場合がある。

#### (資格更新料)

第8条 資格更新にあたっては、別途定めた資格更新料を徴収する。

#### (資格更新の審査)

第9条 資格更新の可否は、申請書類に基づいて、HCD-Net 専門資格認定委員会が審査する。

付則

この規定は、2010年4月1日から発効する。

改定履歴：2014年4月1日改定 主内容（スペシャリスト資格の追加）

特定非営利活動法人人間中心設計推進機構 専門資格認定センター